

広島県告示第八百六十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和二年七月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
藤原四千五百六十八地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示  
次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

山県郡		市・区		北広島町		町		川戸		大字	
藤原		妙見		藤原		字		地番		標柱番号	
四五七一番一〇	四五八七番	一一九六八番一	一一九六八番二	四五六三番四 地先道路敷	標柱一号	標柱二号	標柱三号	標柱四号	標柱五号		